

こども基本条例ができました こどもの笑顔があふれるまちを目指します

問 こども政策課 ☎ 027-212-0883



こどもは、一人一人が生まれたときから権利を持ち、その権利は等しく大切に守られます。こどもの権利や大人の役割など、こどもの権利保障の基本的な事項を定め、こどもが安心して健やかに、自分らしく成長できる社会を実現するため、前橋市こども基本条例を昨年12月に制定。4月1日から施行されます。



前文

前文は、条例制定の背景や目的、決意などを示す部分です。文章は市内の高校生と一緒に考え、こどもから大人に宛てたメッセージとして前文に加えました。

こどもから大人へのメッセージ

「私たちこどもは、一人一人が自分を大切にし、夢や希望を持って大人になるために、全てのこどもが安心できる社会になることを望んでいます。また、生まれたその時から、社会の一員として、愛され、成長していくことを強く願っています。

そのため、私たちはやりたいことに何でも挑戦し、その中で様々な人と助け合い、意見を伝え合っていきます。

大人の皆さんには、私たちの憧れの存在であってほしいと願うとともに、私たちの挑戦を見守り、否定せず応援し、ときには助けてほしいと思っています。

そして、私たち自らも、この条例について、また、そこに込められた思いについて深く理解し、大人の皆さんとともに行動していきます。」



大切なこどもの権利

こどもの権利の中でも特に大切な4つの権利を定めています。

1 安心して生きる権利

- 命が大切にされること
- 個性が認められ、人格が尊重されることなど

2 豊かで健やかに育つ権利

- 愛情と理解を持って育まれること
- 自然、芸術、文化、スポーツ等に触れ親しみることなど

3 自分を守り、守られる権利

- あらゆる差別を受けないこと
- いじめ、体罰、虐待その他体や心に対する暴力を受けないことなど

4 意見を表し、社会に参加する権利

- 自分の気持ちや意見を表すことができ、それが尊重されること
- 意見を表し、社会に参加する機会が確保されることなど

こどもの権利を保障するための役割

こどもの権利を保障するため、保護者や本市、育ち学ぶ施設、地域住民、事業者の役割を定めています。大人は、こどもが自分の権利と他の人の権利を大切にできるように、相互に連携し協力して支援します。

こどもが安心して健やかに、自分らしく成長できる社会の実現を目指して、
こどもの権利を保障するための取り組みを進めます。

子育て世帯に支援 物価高対応子育て応援手当

問 こども支援課 ☎ 027-220-5701



対象となる児童=①昨年9月分の児童手当の支給対象児童（昨年9月に出生した児童は10月分）②昨年10月1日から3月31日(火)までに出生した児童

支給額=1人当たり2万円

物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援し、こどもたちの健やかな成長を応援する観点から「物価高対応子育て応援手当」を支給します。DV被害などによりこどもと共に本市に避難している人は、本市で手当を受け取ることができる場合があります。こども支援課に問い合わせてください。

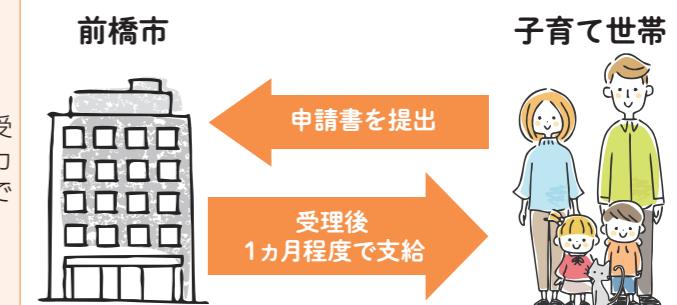
●申請が不要な人

支給対象者	通知時期	支給時期
本市から昨年9月分（9月～10月に出生した児童は出生月の翌月分）の児童手当を受給した人（9月中に離婚した場合は、9月30日時点での養育者）	2月中旬	2月末 支給予定
本市から新生児（昨年11月1日～3月31日(火)生まれ）分の児童手当を受給予定の人	2月中旬 以降	3月以降 支給予定



●申請が必要な人

支給対象者	申請方法	支給時期
昨年10月1日から3月31日(火)までに離婚（調停中等含む）により、新たに本市から児童手当を受給予定の人（その他要件あり） (公務員)昨年9月30日時点において本市に住民登録があり勤務先から児童手当を受給している人	2月2日(月) からこども支援課へ。 または郵送で。 申請書は本市ホームページからダウンロードできます	申請書受理後1ヶ月程度で支給
(公務員)新生児（昨年10月1日～3月31日(火)生まれ）の児童手当認定時点において本市に住民登録があり、新たに勤務先から児童手当を受給予定の人		



子育て応援手当を装った詐欺に注意

子育て応援手当を支給する時に、ATM（現金自動預払機）の操作や、手数料などの振り込みを求めるることは絶対にありません。不審な電話がかかってきた場合は、最寄りの警察署や警察相談専用電話

(# 9110)、こども支援課に相談してください。なお、申請内容に不明な点があった場合はこども支援課から確認の連絡をすることがあります。